

シーアイハイツ和光管理組合  
理事長 北川幸子殿

広報・放送委員会  
委員長 今村政彦

## 「住民の声コーナー」設置要望書について

本年4月26日付で、住民の方よりシーアイハイツ和光管理組合北川理事長並びに広報・放送委員会委員長今村宛に提出されました「管理組合たより」に「住民の声コーナー」を復活して欲しいとの要望書に対し、広報・放送委員会にて検討しましたところ下記の内容で意見調整を図っておりますので報告いたします。

### 記

#### 1. 広報・放送委員会での「住民の声コーナー」復活に関する議論内容について

広報・放送委員会が5月5日（土）、13:30～16:30まで集会棟にて開催されました。この中で住民の方より寄せられ、理事会から広報・放送委員会に諮問されました、「住民の声」復活に関する要望書について話し合いました。「住民の声」復活に関しては過去にも同様の話があったようですが、個別の苦情は人により受け取り方が異なること。個人に対する誹謗・中傷を取り上げてもきりが無いこと。また、「管理組合たより」はそうした解決策のない苦情や誹謗・中傷を掲載する場でない等の理由で掲載を見合わせてきました。

但し、今回提出された要望書はこうした経緯も踏まえた上での復活要望となっていることから、委員会の中でも「管理組合たより」への掲載絶対反対派から、賛成派まで幅広い意見が出されました（詳細意見については別紙ご参照）。住民の声につきましては掲載するものとしなないものの判断が難しく、「管理組合たより」に載らなかった方への説明などの対応で収拾がつかなくなる可能性もあるため、掲載する必要はないのではないかとの意見もありましたが、掲載の可否の判断を理事会に委ねることで、以下の内容で掲載を行う方向で調整して行きたいと考えております。

#### 2. 「住民の声コーナー」寄稿の取り上げ方法について

取り上げ方法については以下のルールで行うこととします。

- ①寄稿者の氏名・棟名は明示する。
- ②個人に対する誹謗・中傷及び苦情の寄稿は取り上げない。
- ③団地全体の問題かどうかを見極め、意見・要望など建設的主張は取り上げる。
- ④掲載するか否かの判断は理事会にて行う。広報・放送委員会では理事会からの指示ある

ものについてのみ掲載を行う。

⑤解決策・回答については理事会が取り扱う。

⑥「管理組合たより」に常設コーナーを設置することはページ数や編集作業などの対応が難しい為、案件が出てきたときの特集記事とする。

以上

棟 号

様

平成 24 年 6 月 1 日

シーアイハイツ和光管理組合  
理事長 北川 幸子  
広報・放送委員会  
委員長 今村 政彦

「管理組合たより」への「住民の声コーナー復活」の要望書（回答）

標記につき具体的なお提言をいただきありがとうございます。  
本件につきまして管理組合としての考え方を回答いたしますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 1) 「住民の声コーナー」寄稿の取り上げ方について貴殿から②「寄稿者無記名や個人に対する中傷・誹謗等の寄稿は取り上げない。③「個人的な苦情は原則取り上げない。」④「大局観に立った具体的な意見や批判は積極的に取り上げ、回答する。」についてはまったく同じ見解です。

ただし、①「記載の取捨選択は広報・放送委員会が行い・・・」については、現行では意見書はアイデアボックスを通じ、理事会に集まり、理事会にて審議し（場合によっては専門部会審議を経て）対応を決定いたします。そのうち、住民全体に関わるもので管理組合として一定のルール化、方向付けがなされたものについて広報・放送委員会をとおして「管理組合たより」の「特集記事」として掲載する仕組みとなっておりますことをご理解ください。

- 2) 貴殿のご意見は「住民の声コーナー」を和光新聞等の読者コーナーのイメージで常設掲載を意図されておりますが、一般的に読者コーナーでは回答は併記されず、多様な意見交換を読者同士とする形になっております。

一方、「管理組合たより」は管理組合の機関紙であり、住民全体の問題に対し責任ある回答を掲載するのが使命となっております。

また、意見書は個人的苦情や個別的問題が多く、貴殿のご提案に該当する意見書は極めて少ないのが現状であり、運営上も「常設」の維持が難しく当面、現行どおり特集記事としての掲載でご理解いただくようお願いいたします。

以 上